

平成 18 年度アジア主要国の原産地証明自己申告制度の実態調査に係る委託先の公募について

平成 19 年 3 月 12 日

日本機械輸出組合

通商・投資グループ

1. 調査目的

わが国において FTA/EPA の急増が見込まれる現状において、簡素・迅速・低コストで利便性が高く国際的整合性をもった FTA 原産地証明制度の導入が望まれている。わが国の FTA 原産地証明は商工会議所が発行する政府証明(特定原産地証明書)のみであるが、欧米では輸出者による自己証明による原産地証明制度が一般的に採用されており、アジアでも欧米との間で締結した FTA においてシンガポールや韓国、オーストラリアでは自己証明制度が導入されており、マレーシアやタイでも導入が検討されている。

については、これらアジアでの輸出者自己証明による原産地証明検査制度とその運用の実態について、現地専門家による聞き取り調査を実施し、わが国での円滑な導入の資とする。

2. 調査研究内容

(1) 委託内容

下記(2)の調査項目に基づき調査報告書案を作成し、関係資料とともに日本機械輸出組合に提出する。

(2) 調査項目

米-豪 FTA、チリ-韓国 FTA、EFTA-韓国 FTA における原産地規則及び検証制度の概要・主要論点

原産地自己証明制度及び検査制度(の国・FTA、ただしタイ-米、馬-米、韓 米 FTA については交渉中のため、現状において分かる範囲で)

- ・ 原産地証明の自己申告制度を採用した理由・背景
- ・ 原産地証明自己申告制度の運用実態
- ・ 輸出後の検査・検認制度(実地検査の内容等)
- ・ 不正確又は不正な自己申告に対するペナルティ

韓国:韓国-チリ FTA、韓国-EFTA FTA、韓国-米国 FTA(交渉中); シンガポール:シンガポール-米国 FTA; 豪州:豪州-米国 FTA; マレーシア:マレーシア-米国 FTA(交渉中); タイ:タイ-米国 FTA(交渉中断中)

3. 審査基準

- ・ 申請者は本事業を遂行するために必要な知識やノウハウを有していること。
- ・ 提案内容(企画案)が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- ・ 提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- ・ 実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

4. 委託契約の条件

- ・ 委託金額 : 上限 100 万円(消費税含む)
- ・ 契約期間 : 契約締結日から平成 19 年 3 月 31 日まで
- ・ 提出物 : 報告書(英文)1 部、 関係資料1 部
(基本的に電子データで提供)

5. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または個人とする。

- ・ 当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- ・ 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- ・ 日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

6. 公募期間

平成 19 年 3 月 13 日から 3 月 18 日(期限内に必着のこと)

7. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード([WORD 形式はこちら](#)、[PDF 形式はこちら](#))し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料とともに Eメール又は郵送して下さい。

応募内容についてヒアリングをさせて頂くことがあります。なお、受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給されません。

(添付する資料)

企業あるいは個人概要、調査・研究実績、経歴等(HP に掲載されている場合は、同 HP の URL)

8. 審査結果

平成 19 年 3 月 19 日(予定) HP で公表するとともに、応募者全員に通知します。

9. 申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号室

担当:通商・投資グループ 担当者名前 河合 洋一

Eメール: (y-kawai@jmcti.or.jp)

TEL:03-3431-9348

FAX:03-3431-6455

以上